

# 介護職員処遇改善加算 および 介護職員等特定処遇改善加算 新規取得・ランクアップ個別相談のご案内

相談費用  
無料



- 処遇改善加算の専門家（社会保険労務士・行政書士など）が、ご都合の良い日時に貴事業所へ直接お伺いし、手続きや書類の書き方等について分かりやすくアドバイスします。  
この機会に、**区分ランクアップ、特定加算の申請を目指しませんか。**

対象事業所（現在の加算区分）	相談回数	費用
① 処遇加算 II・III・IV・V・なし	原則2回まで	無料
② 特定処遇加算 II・未取得		

## 相談内容の例

- ① 算定要件を満たす方法
- ② キャリアパスの策定（職位・職責・職務等に応じた経験の積み重ね方、能力を高めていく順序などの設定方法に係る相談）
- ③ 処遇改善計画書の具体的策定手順・内容
- ④ 特定処遇加算の配分方法について
- ⑤ 就業規則・賃金規程の改定、整備
- ⑥ 保管すべき書類と議事録について
- ⑦ 加算の制度説明 など

### よくあるご質問例

Q. 職員の中に経験10年の介護福祉士がいないと、特定処遇加算は取れない？

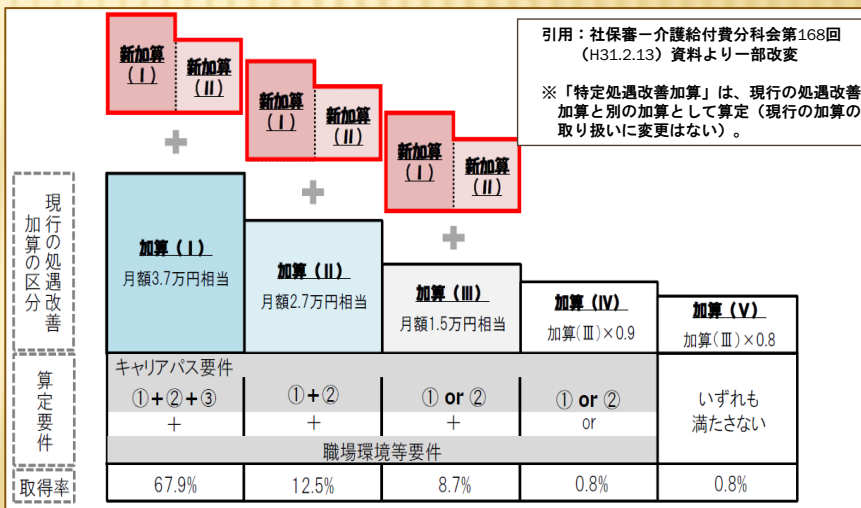
A. 10年の介護福祉士がなくても、従来の処遇改善加算の対象となる介護サービス事業者であれば特定処遇加算の算定は可能です（特定処遇加算の算定要件を満たす必要あり）。

Q. 計画書の締切りに間に合わなかったのだが、来年度まで算定できない？

A. 処遇加算及び特定処遇加算は、年度の途中で算定可能です。その場合提出月の2か月後から算定対象月となります。

Q. 定期に昇給する仕組み（キャリアパス要件III）を導入するのは負担が大きく難しい。

A. キャリアパス要件IIIで求められる昇給の仕組みは、「経験」「評価」によるものの他、資格等の取得に応じて昇給する仕組みがあり、3つのいずれか、あるいは複数の基準を導入することで要件を満たすことができます（あわせて、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、すべての介護職員に周知することが必要）。



### ＜キャリアパス要件＞

- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

メール、電話でのお問合せにも対応しております。

【問合せ】公益財団法人 介護労働安定センター 香川支部

〒760-0023 高松市寿町1丁目3番2号 高松第一生命ビルディング6階

TEL 087-826-3907 FAX 087-826-3908

メール kagawa@kaigo-center.or.jp 【担当：桑原・伊賀・山下】

FAX 087-826-3908

(公財)介護労働安定センター 香川支部

個別訪問 申込書(無料)

現在の加算 *現在の加算ラ ンクに○をしてく ださい	①加算 II ・ III ・ IV ・ V ・ なし		
	②特定加算 II ・ 未取得		
事業所名			
担当者		役職	
所在地			
TEL			
FAX			
E-mail			

## ▼相談内容をご記入ください

--

## ▼相談希望日

第1希望	令和 年 月 日 ( )	時 分 ~	時 分
第2希望	令和 年 月 日 ( )	時 分 ~	時 分